

議案第30号

天理市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
天理市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように制定し
ようとする。

平成27年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条
第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び
執行することとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（天理市文化センター条例の一部改正）
- 2 天理市文化センター条例（昭和62年12月天理市条例第25号）の一部を次の
ように改正する。

本則中「教育委員会」を「市長」に改める。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 優れた文化と芸術に触れる機会を提供することにより、市民の文化
芸術活動の創造と振興を推進するとともに、地域振興、福祉の増進等を図
るため、本市に文化センターを設置する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 市民の文化芸術の振興に関すること。
- (2) センターの施設の利用に関すること。
- (3) 地域振興及び福祉の増進その他センターの設置の目的を達成するた
めに必要な事業

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り上げ、第12条第1項第2号中「第8条各号」を「第7条各号」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第14条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「(第7条、第9条関係)」を「(第6条、第8条関係)」に改める。

(天理市文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の天理市文化センター条例(以下「旧文化センター条例」という。)の規定に基づき受けている天理市文化センターの使用等に係る許可については、市長が許可したものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に教育委員会に対しされている旧文化センター条例の規定に基づく天理市文化センターの使用等の許可に係る申請については、市長に対しされたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧文化センター条例の規定により委嘱されている天理市文化センター運営審議会の委員である者は、改正後の天理市文化センター条例の規定に基づく委員とみなす。

(天理市都市公園条例の一部改正)

- 6 天理市都市公園条例(昭和45年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第9条の2中「天理市教育委員会(以下「委員会」という。)」を「市長」に改める。

第9条の3及び第16条中「委員会」を「市長」に改める。

第19条ただし書を削る。

(天理市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の天理市都市公園条例の規定によりされた同日以後の利用に係る申請及び許可は、前項の規定による改正後の天理市都市公園条例の規定によりされた申請及び許可とみなす。

(天理市体育施設条例の一部改正)

8 天理市体育施設条例（平成25年3月天理市条例第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育委員会」を「市長」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第13条までを1条ずつ繰り上げ、第14条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

別表中「（第10条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

（天理市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置）

9 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の天理市体育施設条例の規定によりされた同日以後の利用に係る申請及び許可は、前項の規定による改正後の天理市体育施設条例の規定によりされた申請及び許可とみなす。